鹿児島県公報

平成27年1月16日(金)第3076号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

(森林経営課取扱い) 1

(森林経営課取扱い) 1

(社会福祉課取扱い) 2

(社会福祉課取扱い) 3

(社会福祉課取扱い) 4

(農地整備課取扱い) 5

(農地整備課取扱い) 5

(農地整備課取扱い) 5

ページ

告示

- ○地域森林計画の決定
- ○地域森林計画の変更 (3件)
- ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (3件)
- ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件)
- ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出
- ○県営土地改良事業の計画の決定
- ○県営土地改良事業の計画の変更
- ○県営土地改良事業の換地計画の決定
- ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定
- ○児童価価なに塞りて相足障害児迪別又後事業有の相足 (犯薩地域派異角収扱) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 6

(北薩地域振興局取扱い) 6

(北薩地域振興局取扱い) 6

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 6

マナ町社よる時時による中に関イスハケ

- ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
- ○競争入札の参加者の資格に関する公告
- 〇一般競争入札公告(2件)

- (商工政策課取扱い) 7 (経営技術課取扱い) 7
- (原子力安全対策課取扱い) 8
- (農業開発総合センター取扱い) 10

告示

鹿児島県告示第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により北薩地域森林計画をたてたので、 当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 森林計画区の名称
 - 北薩森林計画区(阿久根市、出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡及び出水郡一円)
- 2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課,北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び姶良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により南薩地域森林計画(平成26年1月14日鹿児島県告示第17号をもって公表)を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 森林計画区の名称

南薩森林計画区(鹿児島市, 枕崎市, 指宿市, 日置市, いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市及び鹿児島郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課, 鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振 興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により熊毛地域森林計画(平成26年1月14日鹿児島県告示第20号をもって公表)を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 森林計画区の名称

熊毛森林計画区(西之表市及び熊毛郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農 林普及課

鹿児島県告示第24号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により奄美大島地域森林計画(平成26年1月14日鹿児島県告示第21号をもって公表)を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 森林計画区の名称

奄美大島森林計画区(奄美市及び大島郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第25号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年1月16日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
スマイル薬局	出水市野田町下名6911	平成26年11月30日
神宮司歯科医院	鹿屋市西大手町1-21	平成26年12月2日
いちご薬局	垂水市田神字下福町3479番地3	平成26年10月31日
ほーらしゃ薬局	大島郡和泊町手々知名775番地1	平成26年11月30日
原薬局金峰店	南さつま市金峰町尾下2745番地1	平成26年12月31日
中馬クリニック	姶良市脇元814番地	平成26年11月30日

鹿児島県告示第26号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療

機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業者	事		
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃止年月日
特定非営利活動法人	鹿屋市笠之原町7402番	訪問看護ステーショ	鹿屋市笠之原町7402番	平成26年11
隣の会	地 1	ンりん	地 1	月 3 日

鹿児島県告示第27号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

	D /445 F				
事	業者	事	業所	房 山 左 日	サービス
名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地	廃止年月日	の種類
株式会社フロンテ	出水市野田町下名	スマイル薬局	出水市野田町下名	平成26年	居宅療養
ィア	6911		6911	11月30日	管理指導
					• 介護予
					防居宅療
					養管理指
					導
有限会社原薬局	鹿児島市小川町19番	原薬局金峰店	南さつま市金峰町尾	平成26年	居宅療養
	2 号		下2745番地 1	12月31日	管理指導
					• 介護予
					防居宅療
					養管理指
					導

鹿児島県告示第28号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
いちご薬局	垂水市田神字下福町3479番地3	平成26年11月1日
スマイル薬局	出水市野田町下名6911	平成26年12月1日
中馬クリニック	姶良市平松5801番地	平成26年12月1日

鹿児島県告示第29号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業者	事	松	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社アクティブ	志布志市松山町尾野見	訪問看護ステーショ	志布志市松山町新橋	平成26年11
フロンティア	497番地	ン福ちゃん	267番地 4	月1日
株式会社フミンケア	鹿屋市串良町下小原	訪問看護ステーショ	鹿屋市串良町下小原	平成26年11
サービス	3103 - 2	ン以和貴苑	3106	月 28 日
特定非営利活動法人	鹿屋市笠之原町7401番	訪問看護ステーショ	鹿屋市笠之原町7401番	平成26年11
隣の会	地 5	ンりん	地 5	月4日

鹿児島県告示第30号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事	事業所		
名 称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法	鹿屋市寿四丁目15-	デイサービス寿苑	鹿屋市寿四丁目15-	平成26年	通所介護
人ふれあいスペー	12		12	11月1日	• 介護予
ス祓川					防通所介
					護
株式会社アクティ	志布志市松山町尾野	訪問看護ステーシ	志布志市松山町新橋	平成26年	訪問看護
ブフロンティア	見497番地	ョン福ちゃん	267番地 4	11月1日	• 介護予
					防訪問看
					護
株式会社スリーピ	薩摩郡さつま町宮之	スマイル薬局	出水市野田町下名	平成26年	居宅療養
ースコーポレーシ	城屋地1378-1		6911	12月1日	管理指導
3 ×					· 介護予
					防居宅療
					養管理指
					導
鹿児島医療生活協	鹿児島市谷山中央五	生協訪問看護ステ	南九州市川辺町田部	平成26年	訪問看護
同組合	丁目20-10	ーション・万之瀬	田6387番地1	12月1日	

鹿児島県告示第31号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者の名称及び主	事業所の名称及び所	亦百亩石	変更	変更年月日	
たる事務所の所在地	在地	変更事項	変更前	変更後	変 更 平 月 日
株式会社スマイルサ	ミニ☆デイゑん	事業所の所	志布志市志布志	志布志市志布志	平成25年11
ポート	志布志市志布志町帖	在地	町志布志三丁目	町帖6666番地	月20日
肝属郡肝付町後田	6666番地		25番18号		
5568番地1					

特定非営利活動法人	訪問看護ステーショ	事業所の所	鹿屋市笠之原町	鹿屋市笠之原町	平成26年11
隣の会	ンりん	在地	7402番地 1	7401番地 5	月 4 日
鹿屋市笠之原町7401	鹿屋市笠之原町7401				
番地 5	番地 5				
有限会社メディカル	居宅介護支援事業所	事業所の所	鹿屋市王子町	鹿屋市上谷町	平成26年7
ウイル	メディカルウイル	在地	4328 - 1	11200番地3	月1日
鹿屋市上谷町11200	鹿屋市上谷町11200				
番地3	番地 3				
有限会社メディカル	訪問介護事業所メデ	事業所の所	鹿屋市打馬二丁	鹿屋市上谷町	平成26年7
ウイル	ィカルウイル	在地	目 4 - 50 伊 地 知	11200番地 3	月 1 日
鹿屋市上谷町11200	鹿屋市上谷町11200		ハイツ103号		
番地3	番地3				

鹿児島県告示第32号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び土層改良)兼久・大津川・瀬滝地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 平成27年1月19日から同年2月16日まで
- 3 縦覧場所
 - 天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第33号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により,土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(旧:畑地帯総合整備)(農業用用排水施設整備,農道整備及び土層改良)第一浅間地区の計画を変更したので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
 - 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 平成27年1月19日から同年2月16日まで
- 3 縦覧場所
 - 天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第34号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備祁答院地区松ノ川内換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間平成27年1月19日から同年2月16日まで
- 3 縦覧場所 薩摩川内市祁答院支所地域振興課

北薩地域振興局告示第1号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により,指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成27年1月16日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所			指定障害児通所支援事業者				索	障害児通
b	±4-	=c +: uh	kz.	h 11.	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	所支援の
名	称 所在地	所 住 地	名 称	が	所在地	名	日	種類
デイ支持	受センタ	出水市高尾野町	社会福	祉法人黒	出水市高尾野町	中村 興二	平成26年	児童発達
ーみんな	3の力	下高尾野2216番	潮会		下高尾野2216番		12月31日	支 援
		地 1			地 1			

北薩地域振興局告示第2号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年1月16日

北薩地域振興局長 萩 亮

	事 業 所			申 請 者			** ** * * * *	障害児通		
	h	#L	= + 14	h	<i>1</i> .	主たる事務所の	代表者	の氏	指定年月	所支援の
	名	称 所在地	所 任 地	名 称	称	所在地	名		目	種類
デ	イ支援	受センタ	出水市高尾野町	社会福祉	业法人 黒	出水市高尾野町	中村	興二	平成27年	児童発達
_	みんな	の力	下高尾野2216番	潮会		下高尾野2216番			1月1日	支 援
			地 1			地 1				

北薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年1月16日

北薩地域振興局長 萩 亮

事 業 所			申 請 者		松安左口	障害福祉
tz #h	= + uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	I	の種類
株式会社しおか	阿久根市本町	株式会社しおか	阿久根市本町	本村 修	平成27年	就労継続
ぜ	130番地	ぜ	130番地		1月1日	支援 A 型

姶良 · 伊佐地域振興局告示第 1 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年1月16日

姶良·伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			北 安 左 日	障害児通
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月日	所支援の
71 1/1	771 111 715	70 1/1	所在地	名	Н	種類
通所支援事業所	姶良市西餅田	株式会社ぱずる	姶良市西姶良一	中島 藍	平成26年	児童発達
ぱずる	194番地 8		丁目31番8号		12月1日	支援

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年1月16日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

JA谷山フードモール (仮称)

鹿児島市西谷山一丁目5番地

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出 平成26年8月19日
- 3 意見の概要

大規模小売店舗「JA谷山フードモール(仮称)」に関して、大規模小売店舗を設置する 者の代表者の氏名の変更に係る本市意見は特にありません。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な 資格等について、次のとおり公告する。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類
 - 鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、 資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類

を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特 定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年1月16日から同年2月16日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8 時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入 札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する 特定規模電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の借入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成27年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量 川内原子力発電所緊急連絡設備 (メールサーバ等) の賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等 仕様書のとおり
 - (3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 借入期間

平成27年3月31日から平成33年3月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県

告示第1481号) 第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって, 当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審 査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので,入札に参加する者は,消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年2月3日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎6階)危機管理局災害対策本部控室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所

(2)のイに同じ。

(イ) 交付期限

平成27年1月26日午後5時まで

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説 明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証 金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、 当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。 なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契 約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 送付, 電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし たものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな ければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県危機管理局原子力安全対策課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2379

ファックス番号 099-286-5925

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成27年1月16日

鹿児島県農業開発総合センター所長 大津清司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称 鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気
 - (2) 購入をする物品等の数量 年間予想使用電力量 3,271,000キロワットアワー
 - (3) 購入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (4) 需要場所
 - 入札説明書による。
 - (5) 供給期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者で あること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又 は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類 を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特 定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提 出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年1月16日から同年2月16日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8 時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
 - ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価(以下「参考総価比較額」とい う。) を見積もることとし,入札書には,参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワッ ト当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記 載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の 100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので,入札に参加する 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる ものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、 これを切り捨てるものとする。
 - (2) 入札書の提出場所

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課

南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便 により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成27年2月25日正午(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこ と。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年2月26日午前10時

イ 場所 鹿児島県農業開発総合センター大会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書 による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限 (2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成27年1月28日午後2時

イ 場所 鹿児島県農業開発総合センター大会議室

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書 の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入 札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地 方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契 約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面 を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ がないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし たものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな ければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課

南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401

電話番号 099-245-1081

ファックス番号 099-245-1102

- 13 その他
 - (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED: Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Institute for Agricultural Development
 - (2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2015 through 31 March 2016

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
 - 12:00 a.m. 25 February 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Management Department general affairs Division

Kagoshima Prefectural Institute for Agricultural Development

2200 Kinpouchooono, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture
 899-3401 Japan

 ${\rm TEL}\ 099-245-1081$

FAX 099-245-1102